（航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十条　管制保安部に、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。

二　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　ターミナル・レーダー管制業務に関すること。

四　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

六　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

七　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

八　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

九　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

3　航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国内航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関すること。

4　施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。

二　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。

三　建築施設に関する工事及び保守に関すること。

四　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

5　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

二　航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。

三　類似灯火の制限に関すること。

四　昼間障害標識に関すること。

6　航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を先任航空管制官とする。

7　先任航空管制官は、航空管制官の所掌に属する事務を管理する。

8　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を先任航空管制技術官とする。

（新設）